

○連合農学研究科教員資格審査判定基準

平成17年9月2日  
 研究科教授会決定  
 平成20年2月15日一部改正  
 平成23年2月18日一部改正  
 平成25年2月15日一部改正  
 平成27年2月13日一部改正  
 令和3年6月11日一部改正  
 令和6年12月19日一部改正  
 令和7年4月1日実施

資格	職名	資格審査判定基準(それぞれの項目をいずれも満たしていること)
主指導教員 (注2)	教授	1. 論文 I (注1)が20編以上 2. 1のうち、ファーストオーサー(コレスポンドイングオーサーを含む)が10編以上 3. 最近5年間の論文 I が5編以上
	准教授 講師 (注4)	1. 論文 I が20編以上 2. 1のうち、ファーストオーサー(コレスポンドイングオーサーを含む)が10編以上かつ英文論文が10編以上 3. 最近5年間の論文 I が5編以上 4. 3のうち、ファーストオーサー(コレスポンドイングオーサーを含む)が2編以上
副指導教員 (注3)	教授	1. 論文 I が12編以上
	准教授 講師	2. 1のうち、ファーストオーサー(コレスポンドイングオーサーを含む)が6編以上
	助教	3. 最近5年間の論文 I が5編以上

(注1) 論文 I については別途これを定める。

(注2) 主指導教員の資格審査対象者は、修士課程の主指導教員資格を有する者及び修士課程の主指導教員資格審査を受審中の者に限る。

(注3) 副指導教員の資格審査対象者は、修士課程の副指導教員資格を有する者及び修士課程の副指導教員資格審査を受審中の者に限る。

(注4) 社会科学系の准教授及び講師の場合、主指導教員資格審査判定基準は、教授の主指導教員資格審査判定基準に準ずる。